

中西部地域温室効果ガス削減アコード（MGA）制度設計最終勧告草案

平成21年 7月 3日
環境省市場メカニズム室

- 2009年6月8日、中西部地域温室効果ガス削減アコード（MGA）のアドバイザー・グループは、キャップ&トレード型排出量取引の制度設計最終勧告草案「Draft Final Recommendations of the Advisory Group¹」を公表した。
- MGAは、カナダ、米国両国における連邦レベルのキャップ&トレード制度導入を最優先事項と位置づけているが、連邦制度が導入されなかった場合や、導入されたとしても不十分と証明された場合のバックアップとして、同地域における排出量取引制度を提案している。
- 最終勧告草案の概要は以下の通りである。

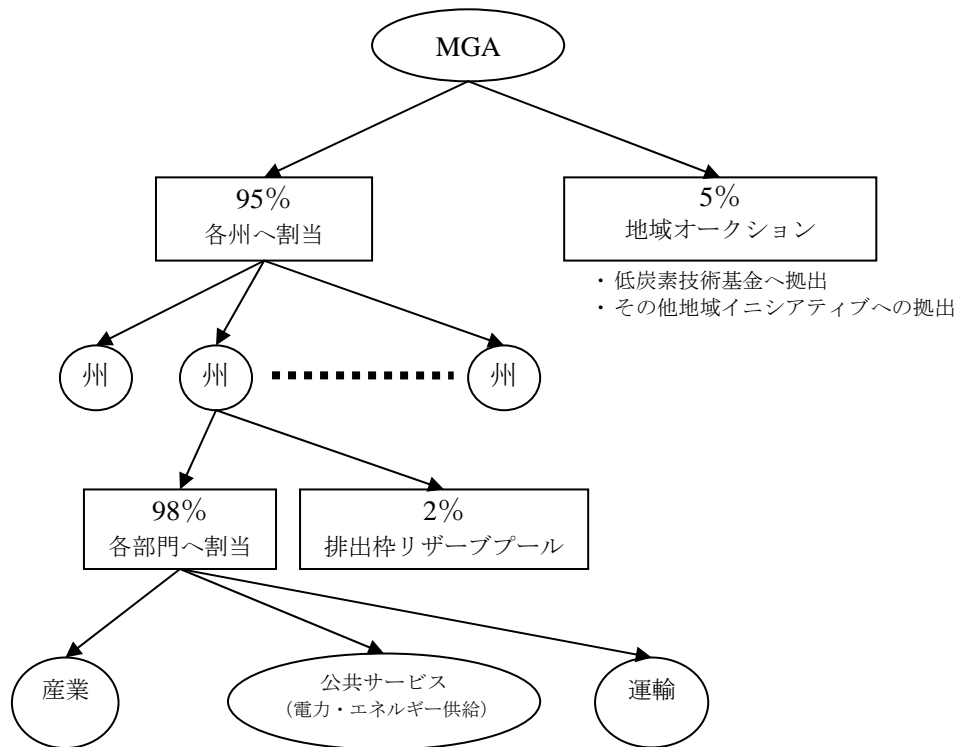
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年：2005年比20%削減（費用緩和措置として排出枠リザーブプールから排出枠がリリースされた場合は、2005年比18%削減とする） ・ 2050年：2005年比80%削減 ・ 科学的証拠、技術の発展、制度の実施結果／レビューを踏まえ上記目標の見直しを適宜行う
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始：2012年1月1日 ・ 遵守期間：第1遵守期間2012年～2014年、第2遵守期間2015年～2017年、第3遵守期間2018年～2020年、以降3年毎。なお、第1～第3遵守期間までを移行期間と位置づける。
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHG6ガス ・ 以下は対象外（但し、報告義務は免除されない） <ul style="list-style-type: none"> ➤ バイオマス、バイオ燃料燃焼によるCO₂の排出 ➤ バイオ燃料、ビール、蒸留酒製造等の工業発酵プロセスにおける植物起源CO₂の排出
対象部門、バウンダリー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電部門、電力輸入部門：電力の一次供給者（地域内で発電された電力については発電事業者、域外で発電された電力については輸入事業者） 2. 産業燃焼部門：排出源 3. 産業プロセス部門（信頼性のある計測・モニタリング手法が確立されたもの）：排出源 4. 上記1、2以外の家庭・商業・産業施設への燃料供給事業者（マントバ州は第2遵守期間より適用）：域内市場への供給地点 5. 輸送燃料（マントバ州は第2遵守期間より適用）：域内市場への供給地点
裾きり基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間排出量25,000t-CO₂以上の事業者が対象（設備容量25MW未満の発電施

¹ http://www.midwesternaccord.org/Accord_Draft_Final.pdf

設、及び 100%バイオマスの燃焼ユニットから排出される CO2 は除外)
 ※once-in, always-in 原則の適用により、後に年間排出量が裾きり基準を下回った場合でも制度対象外とはならない

割当総量
 ・ MGA 全体の割当総量を決定。割当総量は時間の経過と共に減少。

割当方法
排出枠の割当方法
 ・ MGA 地域全体の割当総量を、過去の排出量、一人当たりの排出量、MGA 参加州の人口や経済成長率等のその他基準に基づき各州へ割り当てる。
 ・ 排出枠の制度対象者への割当方法は、最終的には各州の裁量に委ねられるが、諮問グループは、地域の環境／経済便益を最大限確保するため、以下を推奨。



第1,2 遵守期間

- ・ 5%：低炭素技術基金へ
- ・ 95%：固定価格で割当

第3 遵守期間

- ・ 5%：低炭素技術基金へ
- ・ 5%：オークション
- ・ 90%：固定価格で割当

移行期間

- ・ 5%：低炭素技術基金へ
- ・ 5%：オークション
- ・ 90%：固定価格で割当

移行期間

- ・ 当初より 100%オークション

- 排出枠リザーブプール：毎年、各州の割当量の 2%を当該プールに取り置く。プールされた排出枠は、各州が管理し、排出枠価格の乱高下を防ぐ目的で使用。
- 移行期間の割当方法：移行期間に限り、オークション、制度対象部門に対する固定価格での割当を組み合わせたハイブリット・アプローチを採用。
 - 地域オークション：MGA 全体の総排出枠のうち、5%を毎年地域オークション用に取り置き、オークション収益は地域低炭素技術商業化

	<p>基金等へ拠出。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 部門への割当 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共サービス部門（発電、電力輸入部門、燃料供給事業者）：当該部門への割当量から5%を低炭素技術基金へ拠出。移行期間に限り、さらに5%をオークションにより割当て、残りを固定価格で割当てる。制度対象者への固定価格での割当量は、最新の3年間の平均排出量により決定。価格は未定だが、軽微なものとする予定。 ② 産業部門（産業燃焼、産業プロセス部門）：第1、第2 遵守期間は、当該部門の割当量から低炭素技術基金用に取り置く5%を引いた、95%を固定価格にて割り当てる。第3 遵守期間は、固定価格での割当割合を90%へ減少させ、5%を低炭素技術基金へ拠出し、5%をオークションにより割当。制度対象者への固定価格での割当量は、最新の3年間の平均排出量を基に決定。 ③ 運輸部門：当初より地域オークションプロセスによるオークションにより割当。 ➤ 移行期間後の割当方法：第4 遵守期間（2021年～）から全量オークションへの移行を開始し、第6 遵守期間終了時（～2029年）までに完了させる。
<p>排出枠の売却 収益の使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益は、気候変動対策のみに使用すべき（MGAは、国際競争に晒されるエネルギー集約産業である石炭依存地域として同対策に重点を置く）。気候変動対策として、以下の3カテゴリーに拠出する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 投資の促進 <ul style="list-style-type: none"> ① （当初は制度対象部門の）低炭素技術／インフラ／戦略の開発及び展開の促進 ② 運輸部門を含むMGA地域における既存産業、製造インフラの再生、革新、転換、及び／又は再利用の促進 ➤ 制度導入による影響の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者：特に低所得世帯に対するエネルギー価格上昇を含む制度導入による影響の緩和 ② 産業：特にエネルギー集約、かつ消費者への価格転嫁が困難な産業に対する影響の緩和 ③ 労働者：地域の労働者に対する訓練や教育プログラム ➤ 気候変動による影響への措置 <ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティ、住民の健康、天然資源を中心とした包括的な地域／州レベルでの気候変動適応戦略の開発、実施 ② 魚類、野生動物、生態系に対する気候変動の影響を評価し対策を講じるため、MGA参加州における研究能力の向上 ・ 低炭素技術の実証／展開／商業化を目指す、地域低炭素技術商業化基金

	(Regional Low-Carbon Technology Commercialization Fund) を創設。
オフセット	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフセットの利用制限：遵守義務量の 20%を上限とする ・ オフセットプログラムは、現実性、追加性、検証性、永続性、実現可能性を確保するものでなければならない。 ・ 制度開始前に、技術及び科学諮問委員会を設立し、標準化されたプロジェクトカテゴリーや評価手順を決定する。 ・ 地理的条件 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第 1 遵守期間：MGA 参加州及び MGA と MOU を締結した米国、カナダの州に限定。米国、カナダ以外の国際クレジットの使用については今後決定する。 ➢ 制度の経過とともに、MGA は CDM/JI を組み込むことを検討すべき。 ・ プロジェクト開始前とプロジェクト実施後にそれぞれ審査する。 ・ 早期行動オフセットプロジェクトには割当総量から排出枠を発行する。
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠及びオフセットクレジットのバンキングは、無制限に可能
ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限付きボローイング <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現在の遵守期間終了後 2 年以内の排出枠 ➢ ボローイングした排出枠については利子を付けて償却する
早期行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各州は、各州の割当総量の中から、対象事業者の早期行動に対する排出枠を準備すべき ・ 早期行動の対象となる期限は、MGA 参加州の合意により統一させるべき
償却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者は、各遵守期間終了後に必要な量の排出枠を償却する
不遵守時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足排出枠の XX 倍の排出枠償却、及び／又は不足排出枠に YY ドル/t-CO₂ を乗じた罰金の提出 ・ 上記の他、州毎に独自の罰則を適用可能
他制度とのリンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ RGGI、WCI、EUETS、必要に応じてその他の義務的プログラムとのリンクを検討
報告・検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、対象ガス排出量の報告義務は、2011 年（制度開始 1 年前）から発生する。排出データの収集は、2010 年（制度開始 2 年前）より開始。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ MGA 参加州は、報告制度の開始前に報告必須要件を決定する。 ➢ 地球温暖化係数（GWP）は、気候登録簿（Climate Registry）の General Reporting Protocol, ver. 1.1 に示された GWP テーブルの使用を推奨 ・ 報告対象 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 年間排出量 20,000t-CO₂ 以上の発電設備や事業者 ➢ 直接排出、固定燃焼、及びプロセス排出源について報告 ・ 各州は、報告開始時期の前倒しや報告対象の拡大等、より厳格な報告制度を適用可能 ・ 排出量データの収集及び管理には、気候登録簿の Climate Registry Information System (CRIS)の利用を推奨。CRIS は、排出量報告に係る検証や監視を支援す

	<p>るシステム。</p>
運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各 MGA 参加州の代表者で構成する地域運営組織（Regional Administrative Organization, RAO）を創設。 <p><u>RAO の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠の地域オークションの調整 ・ 排出量の把握、一般公開 ・ 市場操作等の市場活動の監視、費用緩和措置の提言 ・ 各 MGA 参加州の制度進行状況のアップデート、共有 ・ オフセットや報告要件のレビュー／適用 ・ オフセットクレジットのレビュー／発行／（必要に応じて）一般公開 ・ 定期的、包括的な制度レビューを各遵守期間に一度実施し、制度改正の是非を検討 ・ 低所得者対策を検討する諮問グループの創設
市場監視・費用緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ RAO のスタッフで構成する市場監視費用緩和委員会（Market Oversight and Cost Containment Committee, MOCCC）を創設。MOCCC は市場監視及び費用緩和措置に関する提言を行う。 <p><u>MOCCC の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠の上限／下限価格を設定し、当該価格帯を上回る／下回る事態が生じた場合は MOCCC の審議会を招集し、以下の対策を講じる。 <p>【価格高騰時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出枠のボローイング拡大、オフセット制限を緩和。 ➤ 排出枠価格が、上限価格を大幅に上回り、市場及び／又は制度に支障をきたす恐れがある場合は、市況が回復するまでの間、排出枠リザーブプールから排出枠をリリースする。 ➤ プールした排出枠を使い果たしてしまい、かつ排出枠価格がなおも上限価格を大幅に上回っている場合、MGA 参加州は、将来の遵守期間の排出枠を排出枠リザーブプールに預け入れ、リリースする。 <p>【価格暴落時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 排出枠のボローイング縮小、オフセット制限を強化。 ➤ 排出枠価格が、下限価格を大幅に下回り、長期的な削減インセンティブや投資を減退させる恐れがある場合は、市況が回復するまでの間、排出枠を市場から回収し、排出枠リザーブプールに預け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ MOCCC は、排出枠価格が上限／下限価格に達し、且つ必要と判断した場合、市況評価を行う。

- MGA は、現在実施中の経済、雇用影響モデリングの完了及びレビュー結果を踏まえ、2009 年夏の終わりまでに制度設計勧告を示す予定。

○ (参考) MGA の概要

- 2007 年 11 月 15 日に開始。
- 2008 年初頭、各参加州の代表、業務／産業／農業／環境保護団体の代表、及び学界の有識者から成るアドバイザー・グループを組織。同グループは、地域の GHG 排出削減目標及びキャップ&トレード型排出量取引制度の制度設計に関する勧告を行う役割を担う。

参加州

米国	イリノイ州	アイオワ州	カンザス州
	ミシガン州	ミネソタ州	ウィスコンシン州
カナダ	マニトバ州 (WCI にも参加)		

オブザーバー

米国	インディアナ州	オハイオ州	サウスダコタ州
カナダ	オンタリオ州		